

議事日程第2号

平成30年6月13日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～5番)

出席議員(12名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 大鋸敏男
建設課長 筒井幹次	会計管理者 佐久間英明
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 大沢まり子さん、11番 岡本隆子さんの2名を指名しま
す。

一般質問

議長（山田儀雄君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

1番 奥村雄二君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

1番（奥村雄二君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、今から始めたいと思いますけれども、本日は
非常にたくさんの傍聴の方が来られております。ありがとうございます。大変うれしく思いま
す。

その反面、トップバッターで非常に緊張はしておりますけれども、常日ごろよりこういった
たくさんの目で見られているということ認識しながら、活動なりしていきたいと思ってお
りますので、よろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問から参ります。

国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会における寄附金募集の今後の活動方針についてお尋

ね申し上げます。

昨年より本格的な寄附金募集の活動が始まり、御嵩町4地区において開催された自治会長会にて寄附金の協力をお願いいたしました。その結果、官と民との協力により修理保存会への寄附金募集の名簿を提出いただいた方は、5月10日現在で1,732名とお聞きしております。しかし、これはまだまだ目標には達しておりません。しかし、これまでの教育委員会生涯学習課の皆さんの活動における努力、尽力には頭の下がる思いで、大いに評価させていただいております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1つ目、新年度となりまして、新たに寄附金に協力していただける方の獲得のためにどんな方策を計画されておられますか。

2つ目、まだ5月10日より一月程度しかたっておりませんが、その後、寄附金募集の名簿の提出者の方は少しふえたのかどうか、その2点についてお伺い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

トップバッターの答弁者として私も緊張しておりますが、頑張ってお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

奥村雄二議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、願興寺本堂修理保存会について、新たに寄附金に協力していただける方の獲得のためにどんな方策を計画しているか。

また、寄附金協力者人数は、5月10日時点からどれくらい増加したかの2点でございます。

順番が逆になりますが、2番目の質問である現在の寄附金協力者人数についてからお答えしたいと思います。

協力者の会員集めについては、ことしの1月から2月にかけての各地区の公民館で行いました自治会長会にて依頼、その後、3月17日土曜日に開催しました総決起大会においても200人を超える方々が参加され、保存会活動の機運を盛り上げてまいりました。

そして現在、6月5日時点の数字でございますが、協力者は全体で1,833人と、5月10日時点より101人の増加となっております。その1,833人の内訳でございますが、町内の方が1,321人、町外の方が512人でおおよそ7対3の割合でございます。

町内の方1,321人の地域ごとの内訳につきましては、上之郷地区が96人、7.2%、御嵩地区

が 343 人、26%、中地区が 388 人、29.4%、そして伏見地区が 494 人、37.4%であります。

また、町外の方 512 人を見ますと、岐阜県内の方が 434 人、お隣の愛知県の方が 60 人のほか、遠くは東京都など遠方の方もお見えになる状況でございます。

そして 1 番目の御質問、今後の協力者獲得のための方策についてですが、まず、この 6 月の下旬となりますが、願興寺本堂修理事業に賛同し、これまで署名いただいた方々に寄附金の案内文書を趣意書、寄進申込書、振り込み納付書とともに郵送をいたします。この案内では、寄附金の金額の目安としまして 1 口 5,000 円、2 口合わせて 1 万円以上の御寄附をお願いしていく予定でございます。

また、寄附者に対して税制上の優遇措置が受けられる指定寄附金制度につきましては、早急な申請手続きに努めておりますが、申請から指定認可を受ける期間がおおむね 1 年と見込まれるため、平成 31 年度に入ってから適用の予定でございます。

さらに、これより本堂修理の本格的な工事が始まってまいります。本堂全体をすっぽりと覆う大きな素屋根の組み立ての進捗ぐあい、タイミングを見計らいまして工事現場の見学会を開催し、修復工事を周知し、関心を持っていただくとともに、保存事業に賛同していただける方を新たに募っていきたいとも考えております。この現場見学会は、町内はもとより町外に対しても PR を行い、継続して定期的で開催しながら、個人のほか企業や各種団体、経済界からの賛同を幅広く集めてまいりたいと思います。

そのほか、現在進めております本堂修理事業の映像記録を、中山道みたけ館や地域マスコミ等で公開しまして、現場見学会と同様に事業を周知し、会員集め及び募金活動を進めてまいりたいとも考えております。さらには、インターネット環境が一般的に普及している現代におきまして、日本中の全国に関心を持っていただける方に向けて当事業を情報発信、アウトプットしていく方策や手法についても講じてまいりたいと思います。

どうか議会議員の皆様も募金活動の方策についてのアイデアや御提案をお寄せいただきまして、保存会活動に今後とも御協力いただけますようお願いしまして、奥村議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

1 番 奥村雄二君。

1 番（奥村雄二君）

ありがとうございました。

この事業、9 年間という長いスパンで行われるもので、これからますます大変になってくると思いますけれども、私も微力ではありますが、御協力等させていただくなり、応援の

ほうをさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、2つ目の質問に参ります。

御嵩町農家生活改善グループのみそづくりの現状と、今後のサポートについてお伺い申し上げます。

御嵩町農家生活改善グループによるみそづくりの作業は、みたけの森農業担い手センターを拠点としてつくられ、ここで作られたみたけ味噌、ごへだ味噌は御嵩町を代表する特産品の認定制度、みたけのええもんにも認定されており、学校給食にも利用されていて大変好評を得ております。

先日、この担い手センターを訪問する機会があり、作業をされていたメンバーの方々と、このみそづくりの行程や苦労話などを伺うことができました。その中で、一つちょっとびっくりしたことがありました。それは、たるに仕込んだみそを貯蔵、熟成場所に移す移動の方法でありました。1階の、どこが1階で2階か僕にはよくわかりませんが、玄関入った1階の調理場で仕込み、建物の中央にある回り階段を台車とか、一般家庭で使われるような座椅子に乗せて、4人がかりで階段を引きずりおろして運搬されているということをお聞きしました。大体1たる 70 キロの重さのものだそうです。作業工程上、また衛生上、どうしても1階の調理場で仕込み作業をし、熟成させるため下の階、半地下の倉庫内へ移動させているというのが現状であると思われます。

しかし、もともと担い手センターはみそづくりのために建設された施設ではないので、昇降機などの運搬設備等は当然ありませんし、今から設備をつくるのは容易ではありません。

そこで一案ですが、将来を考え、担い手センターに固執するのではなく、新たなところに拠点を求めることはできないでしょうか。御嵩町においても人口減少が進んでおり、その中で地域経済を活性化させていく必要があります。みたけ味噌は、地域の産業と住民を巻き込んだ地域活性化対策の一つになり得るのではないかと考えております。

例えば、空き家を利用する、製造、販売、両方行える施設にできないものか、そしてもっともっともうけることができるなら、地域が潤うことにつながると思います。そんなことがもし可能であるのならば、多くの団体においても問題となっている後継者問題、そんなことも改善が期待できると思われまして、もっと夢を持った言い方をすれば雇用の場にもなり得るのではないかと考えております。

みたけ味噌は、御嵩町における地産地消の代表的な商品ではないかと考えております。このみたけ味噌について、今後どんなサポートができるのかお伺いいたします。よろしく御答弁のほどお願いします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

おはようございます。

奥村議員の2つ目の質問にお答えいたします。

私への質問は、農家生活改善グループについて、みそづくりの現状と今後のサポートについてであります。

奥村議員におかれましては、私どもが所管する農家生活改善グループの活動について御心配をくださり、御提案ありがとうございます。

それではまず、みそづくりの現状について、少し説明をさせていただきます。

町の広報紙「ほっとみたけ」の昨年2017年12月号で、「みたけの味噌で食を豊かに～農家生活改善グループの取り組み～」として4ページにわたり掲載させていただいております。その抜粋をまず紹介させていただきます。

御嵩町農家生活改善グループとは、御嵩町で暮らす各家庭では、毎冬自家製のみそを仕込んで大切に食べていたそうです。そんな食文化を残そうと、約30年前に発足したのが御嵩町農家生活改善グループです。

みそづくりの始まり。平成4年ごろから、地元の大豆の消費などを目的に、最初は手探りで始めたみそづくりで、米こうじを発酵させるための温度管理が難しく、試行錯誤を繰り返しながら理想となるみその味に近づけてきました。

活動の内容。毎年みそ5トン仕込んで、でき上がったみそを各所で販売しています。そのほかにも、年間を通して町のイベント行事などに出店し、五平餅や地元産の野菜等を使った商品を販売するなど、地域振興に貢献をしています。

また、学校での食育教育として、小学校の児童らに豆腐づくりの講習を実施しています。さらには、昨年度は国の事業を活用して商品ラベルの一新や、ホームページを作成して商品のPRにも力を入れています。

商品へのこだわり。米を蒸し、こうじを発酵させ、大豆を煮るところから手づくりをし、1年半から2年ほどじっくり熟成させています。

やりがいを感じる時。子供たちからおいしかったという話を家庭で聞いて、みそを買いに訪れる人もたくさんいます。袋詰めなど、メンバー同士で協力しながらの活動はとても充実しています。

一緒に活動してみませんか。活動に興味をお持ちの方は、ぜひ農林課まで御連絡くださいと本文がございまして、そのほか販売所の案内、みたけ味噌を使ったレシピなどを掲載しました。

以上が広報紙の内容でございます。

また、最近の話題でございますが、最近、NHK連続テレビ小説の「半分、青い。」という中で、五平餅を大変おいしく食べるシーンが何度かあった影響でございますが、ごへだ味噌の売れ行きが好調というお話も伺ってまいりました。

今後のサポートにつきましては、御嵩町農業担い手センターは、農業経営の向上と農村の生活環境整備など、地域農政推進の拠点として昭和56年に建築された建物でございます。農業関係事業及び活動を行うもの、その他町長が適当と認め、その使用を許可したものは研修室や調理室を使用できることとなっています。主な利用団体は、この農家生活改善グループのほか、みたけスポーツ文化倶楽部の和太鼓のサークルが利用をしています。

議員の、担い手センターに固執することなく、新たなところに拠点を求めることはできないでしょうかや、空き家を利用する、製造や販売も同時に行える施設にできないかなどの御提案につきましては、新たな拠点のまず条件といたしまして、大量のみその仕込みができる調理室、仕込んだ5トンのみそ、約80たるあるそうでございますが、これを熟成させるため、温度変化の少ない貯蔵スペース、会員の駐車場、販売価格にできるだけ影響を与えない賃貸費用など、理想となる条件を整えた空き家を探すことは容易ではございませんが、よい物件を探せるよう協力はさせていただきます。

今回の一般質問をきっかけに、議員も含めて多数の方が関心を持っていただけたら情報量もふえるのではと期待をしています。

議員御提案の地域の産業と住民を巻き込んだ地域活性化対策の一つとして、第1次産業の生産、第2次産業の加工、第3次産業の販売というものをリンクさせる6次産業化という支援制度などがございますが、農家生活改善グループの方々のどういう規模で活動をしていきたいかなどしっかり聞かせていただきながら、団体がひとり立ちできるよう支えていきたいと考えています。

私からの答弁は以上です。ありがとうございました。

〔1番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

大変ありがとうございました。

今回たまたまこの生活改善グループの話をとらせていただきましたけれども、町内には幾つかこういった団体、グループがあると思いますけれども、こういった既存のグループの力というのは、これからの地域経済活性化のためにやっぱりどうしても必要になってくるんだろうと私は思っております。そのために当局のほうといたしましては、今後も情報の提供、それから

助言、アドバイス、サポート、そういったことを切にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで奥村雄二君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

私の質問は1問です。

ことしも5月27日にいきいき健康まつりが開催され、多くの方が来場されました。この催し物は、平成9年から隔年で行われています。ここ数年は、福祉まつり・こどもまつりと同時合同開催されています。福祉コーナーでは、車椅子体験などを通して障害のある方への理解を深めたり、こどもまつりでは、人形劇、紙芝居、シャボン玉、バルーンアートなど、親子で物をつくったり体験したり、とても楽しんでみえました。特に電車ペーパークラフトでは、電車をつくるだけでなく、自分のつくった赤い電車をレールの上を走らせることができ、子供たちもとてもうれしそうでした。小さなときから名鉄に興味や親しみ、愛着を持ち、「乗って残そう、広見線」の活動にもつながるよい企画だと関心をしました。

健康まつりでは、医師会による健康相談、歯科医師会による歯科健診、歯磨き指導を初め、骨量測定、血管年齢測定、脳年齢、敏捷性などのコーナーに、お年を召した方から親子連れまでたくさんの方で順番待ちの行列ができていました。ここには、ことしから始まったみたポンのコーナーもありました。

介護の要らない体をつくるための3つの健康づくり施設や、健診率を上げ、病気の早期発見や運動週間をつけるためのみたポンなど、このごろ御嵩町では健康寿命を延ばす施策に力を入れて取り組んでいます。

健康まつりには、健康施設や健診に参加をされない方も多く来てみえるのではないのでしょうか。より多くの町民に健康に対する啓発をすることのできるこの行事を、毎年開催にすることはできませんか。隔年開催の理由があればお聞かせください。もし、それが相当の負担が大きくて難しいということであれば、現在、福祉課が所管して行われていると思いますが、民生部全体で主催をするなど、工夫を凝らすことで毎年の開催は不可能ではないと考えます。ぜひこの行事が毎年開催できるように前向きな御答弁を期待します。よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、安藤雅子議員の一般質問、いきいき健康まつりの毎年開催についてお答えをさせていただきます。

御質問は、より多くの町民に健康に対する啓発をすることのできるこの行事を毎年開催することはできないか。隔年開催の理由があればお聞かせくださいということでございます。

御質問にお答えする前に、これまでのいきいき健康まつりの実施状況について御説明をさせていただきます。

いきいき健康まつりは、平成4年度に保健センターが開設されたときのオープニングセレモニーとして開催され、平成7年度には町制40周年メモリアルイベントとして開催をされました。そして平成9年度を第1回として、いきいき健康まつりが隔年で開催されるようになりました。第7回目となる平成21年度には、新型インフルエンザ発生のために中止され、翌22年に開催されるというようなこともございました。また、平成27年度には町制60周年記念事業として、こどもまつり、福祉まつりと同時開催し、合わせて100年の森づくりリレーも開催をされております。今年度、平成30年度が12回目となっております。平成4年度と7年度のイベントを含めると、今まで14回開催されたこととなります。

開催形式を見てみますと、いきいき健康まつり単体で開催されたのは2回だけでございます。環境フェアとは6回同時開催されておりますし、現在は、こどもまつり・福祉まつりと同時開催をしておるというような状況でございます。

また、いきいき健康まつりは平成4年度から実行委員会形式で行われ、関係する各種団体等の代表をもって委員会は組織されております。

健康まつりは、町から実行委員会への補助金が交付されて運営をされております。平成9年度には、健康まつり協賛補助金として300万円が交付され、その後、年々補助金の額は減少してきておまして、平成22年度から補助金は50万円となっており、現在に至っておるというような状況でございます。

それでは1点目の質問の、隔年開催の理由についてお答えをいたします。

今、申しましたように、第1回目の予算が300万円ということでございましたので、これを毎年かけてやるというのには経費がかなりかかり過ぎるということで、これは毎年開催ではなく隔年の開催にするという判断をしたということだと思われまます。

オープニングイベントであつたり、あるいは〇〇周年イベントというようなことで始まった行事を引き続き継続させて残していくということは、イベント開催ごとに行事がふえていくということにもなりまして、経済的、それから人員的にも負担が大きくなってくるので、この扱いが非常に難しいというふうを考えております。

2点目の質問、毎年開催することができないかについてお答えをさせていただきます。

高齢化が進み平均寿命が延びている中で、単に長生きをするだけでなくいかに健康に過ごすか、いわゆる健康寿命を延ばすことが重要であり、本町では健康というキーワードで、筋トレ施設であったり介護予防体操、それから今年度から始まりましたみたポン事業など、さまざまな施策を行っております。

今回御質問のいきいき健康まつりも、まさに町民の健康づくり意識向上を目的としており、健康寿命を延ばすための意識啓発につながると考えておりますので、いきいき健康まつりを毎年開催することに関しては前向きに取り組んでいきたいと考えております。

しかし、いきいき健康まつりは、各種団体等の代表で組織された実行委員会により実施されております。また、現在は、こどもまつり、それから福祉まつりと同時開催していることもありまして、3つの祭りの主催者がそれぞれ違うといったような事情もございます。

集客ということを考えますと、ことしの5月27日に開催いたしましたいきいき健康まつり・こどもまつり・福祉まつりは、参加者数は全部で1,400名でございました。いきいき健康まつり単体の参加者数は600名でございましたので、健康まつりだけの集客はやや弱いと思われております。集客のことを考えますと、今後もいきいき健康まつり単独の開催ではなくて、今回のようにほかのイベントと同時開催でやっていきたいというふうに考えております。このため、御嵩町だけで毎年開催の決定をすることはできません。これらのことを踏まえまして、来月上旬に今回の祭りの反省のための実行委員会を開催いたしますので、その際に、毎年開催に対する要望があったこともお伝えして、委員会の中で、今後のいきいき健康まつりのあり方などについて検討していきたいというふうに思っております。

今後さまざまな調整が済んだ上で、毎年開催するということがなれば来年度予算に補助金を計上させていただきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

前向きな御答弁ありがとうございました。

増加する保険料を抑えるためにも、健康に関する必要性、効果などの情報発信や運動の場や機会の提供というものはとても重要になってきます。御嵩町にはよい施設もありますし、行政の各課、また町民なども含めた各方面での多くの取り組みがなされています。これらが現在、連携がちょっと薄いように私には感じるんですが、各地域、各方面でいろんな取り組みをして

いるので、これらがうまく連携して、町民が健康づくりに触れて実践し、いつまでも健康でいられるような町になるように行政のさらなるサポートと努力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで安藤雅子さんの質問を終わります。

続きまして、5番 高山由行君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

5番（高山由行君）

季節は春の目に青葉という季節になりまして、1年のうちで大変いい季節になりました。みたけの森では、ササユリがことしは意外と咲くのが早くて、今盛りを過ぎた時期ですけど、ぜひ皆さん、みたけの管理のほうを一生懸命していただきまして、毎年たくさんの可憐な花が咲いております。御嵩町の議会もササユリ議会と、今度また提案をしたいと思っておりますが、議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って私の一般質問を始めます。

今回は大項目2点について、一問一答でお願いしてありますので、よろしく申し上げます。

早速ですが大項目1点目、岐阜県と職員人事交流事業について、企画調整担当の長屋参事と渡邊町長に何点かお伺いします。

まず長屋参事にお伺いしますが、でき得れば県職員という公務員の立場上、いろいろな制約やしがらみの中での答弁になるのは承知しておりますし、執行部での答弁調整もありませんが、どこまで長屋参事が自由に発言できるか私にはわかりませんが、自分の思いを今回発信していただきたいと思えます。

参事も人事交流ということになり、御嵩町に来ることになって、事前学習、また執行部によるレクチャー等、この二、三カ月大変慌ただしく過ごされたと思えます。

平成20年に始まった交流事業で、最初、堀参事に来ていただきまして2年間の予定でしたが、3年間、1年延ばしていただきまして御嵩町で働いていただきました。まちづくり担当参事として、環境モデル都市の提案や御嵩駅周辺の3施設の建設など、渡邊町長が平成19年に町長になられてから、頭の中で描かれていた事業を具現化に協力していただきました。

環境モデル都市の選定は、2代目に来ていただいた三輪参事が企画調整担当参事として2回目の環境モデル都市に立候補しての実現の運びとなりますが、あわせて名鉄広見線存続での問題に尽力していただきました。

そして平成25年からは、御嵩町に正式に来ていただく前から可茂県事務所からの派遣チームでまちづくりのお手伝いをされていた葛西企画調整担当参事に、まちづくりを中心に3年間、3代目として環境モデル都市の施策推進も含め活躍していただきました。

そして4代目として、平成28年からは森島参事が企画調整担当参事として、同じく環境モデル都市の施策の推進や名鉄広見線存続問題に向き合っていました。

本年4月から長屋参事に来ていただきまして5代目参事ということで、議会としましては大変大きな期待をしているところではありません。

私個人としては、堀参事のときはまちづくりでの一町民としてのおつき合いをしていただき、三輪参事、葛西参事、森島参事は議員の立場での関係となりました。それぞれに大変優秀な方ばかりで、県の職員という立場でありながら2年間、また3年間は御嵩町を大変愛してくさだり、御嵩町民のために一生懸命に働いていただいたと考えています。中には県に戻られてからも、御嵩町のイベントに参加されるため御嵩町に来町される方も見えます。この2年間という限定された時間ではありますが、長屋参事には議会とも切磋琢磨し、私たちの命題である町民福祉の向上へともに邁進していきたいと思っております。

私の質問は、参事に過度なプレッシャーを与えるものではなく、最初に申し上げたとおり素直に、正直に答えていただければ結構です。

まずお伺いします。御嵩町に来られて、御嵩町についてどのような印象を持たれましたか、第一印象をお願いします。

2つ目に、長屋参事は県職員のどのようなキャリアを生かして、どんな分野に関与したいと考えていますでしょうか。

3つ目に、この2カ月間、町長や執行部の方と多くの会議等で御嵩町のことをレクチャーしてきていたと思いますが、今一番重要な御嵩町の政策課題は何であるとお考えですか。1つでもよいですし、複数でも構いません。お伺いします。できれば、そう思われた理由についてもお聞かせいただければ幸いです。

長屋参事の最後の質問になりますが、参事、この2年間、いろいろな分野で県とのパイプ役や専門分野でのお知恵をおかりすること、また御嵩町若手職員への先輩公務員としての指導など、数多く期待するところではありますが、3点目、2点目の同じ質問になるかもわかりませんが、どの政策課題を重点的に取り組んでいかれるのかお伺いします。

長屋参事には以上4点です。

町長よりの2年間の与えられた課題等あるかもわかりませんが、以上4点よろしくお伺いします。

さて次に、町長にこの岐阜県との職員人事交流事業について、4点ほどお伺いいたします。

さきにも申しましたとおり、平成20年4月に堀参事に御嵩町へ来ていただいたときは、私自身はまだ議員ではありませんでしたので、人事交流事業についての調査は想像の部分も入ってしまいますが、平成19年4月24日に、古田県知事と寿和工業前清水社長、そして柳川前御

嵩町長とで、膠着状態であった産業廃棄物処分場建設問題解決に向けて3者会談が始まり、その後、4月22日にあった町長選挙で当選された渡邊町長が5月25日に古田県知事との2者会談を経て、6月20日に始まる1年がかりの寿和工業さんとの3者会談で劇的に解決に向けて話し合いが進んでいったと記憶しています。その会談の中で、古田県知事と職員派遣の話がまとまったと私は考えておりますが、最初は人事交流という形ではなく、古田県知事に、この御嵩町が抱える問題に対しての早期解決という特命で堀さんが来られたと考えています。最初、たしか堀さん、特命担当参事とかというように聞いたことも、私は一町民でありましたのでお聞きします。

また、環境モデル都市の話もその場から初めて出たようですが、県職員派遣に至った経緯を、まず町長にお伺いします。古い話ですので申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

次に、先ほど特命という言葉を使いました。この点間違っていたら正していただければ結構ですが、この人事交流事業が10年が経過し、本年度より長屋参事に来ていただいておりますが、この事業の意味合いも変化していると思います。人事交流ということで、御嵩町若手職員の教育、成長、飛躍への期待は、町長は執行部の方と私たちも同じだと思いますが、県から来られ、御嵩町参事になられた方へは2年間に何の成果を期待し、また町長からの特命とありますが、重点的に取り組んでいく課題を与えたのか、議会や町民に話せる範囲でお伺いします。

3点目は、この人事交流事業での個人評価はお聞きできませんが、町長の考えるこの人事交流事業に対する成果はどのようなことが今までであったのかお伺いします。

最後に4点目として、この人事交流事業も5人目の参事を迎え、先ほど申しましたように10年になりますが、渡邊町長と古田県知事の良好な関係を見ましても、また毎回県職員として大変優秀な中堅の方を送り出していることを見ましても、町長も知事も現職のうちは継続されると私個人としては思っています。この事業の継続についてどのように考えていますか。町長の所信を4点ほどお伺いします。

長屋参事のほうからの方向で4点、町長のほうからの方向で4点、以上よろしく御答弁お願いいたします。

議長（山田儀雄君）

企画調整担当参事 長屋史明君。

企画調整担当参事（長屋史明君）

皆さん、おはようございます。

今回、大変緊張しておりまして申しわけありません。

今回、御嵩町の職員としては初めてですけれども、もちろん20年間余りの県職員としても初めての答弁となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、高山議員の御質問に答弁させていただきます。

1点目の御質問、御嵩町の印象につきましては、着任の前後で印象は大きく変わりました。こちらに着任する前は、御嵩町といえば産廃問題、亜炭鉱の印象が余りに強く、正直なところそれ以外は余り知らない町といった印象でございました。着任後は、機会を見て可能な限り町内に足を運ばせていただき、感じた印象は、町域の約6割を占める山林、丁寧に手入れがされた田畑と里山の風景、町の中心を清らかに流れる可児川など、本当に自然豊かな町というものでございました。

また、江戸の風情を今に残す御嶽宿や伏見宿、願興寺に代表される多くの古刹、古代史ロマンをかき立てる古墳群など、歴史や伝統のある町という印象を受けました。

このほか町の規模として、大き過ぎず小さ過ぎずほどよい大きさであり、また生活に必要な機能は一通り整っており、大変住みやすい町ではないかという印象も受けました。

このように印象が大きく変わったという私の体験からも、一人でも多くの方に御嵩町にお越しいただき、本来の御嵩町を知っていただきたいと強く感じております。

2点目の御質問のキャリアを生かしてどんな分野に関与したいかにつきましては、今回の答弁に当たり改めて私のキャリアを振り返ってみますと、内部管理業務や規制業務というよりは、イベント運営や県有施設の新築、建てかえ、情報システムのリニューアルなど、分野はさまざまではありますが、多くのプロジェクトにかかわってまいりました。

現在、当町では複数の重要なプロジェクトが進行しておりますので、これらのキャリアを生かし、プロジェクト業務に関与していければというふうに考えております。

3点目の御質問、私の思う御嵩町の一番重要な政策課題につきましては、まずは町民の暮らしの安心・安全の確保のため、災害に強いまちづくりが重要であると考えます。近年、幸いにも当町では大きな自然災害は発生しておりませんが、南海トラフ巨大地震を初めとした、いつ起こるかかわからない大規模な自然災害への備えは待ったなしであり、特に亜炭鉱跡を抱える当町においてはより切実な政策課題であると考えます。

もう一つ上げさせていただくとすれば、交流人口の増加だと考えます。人口減少の中、地域活力の向上のため、通勤者、観光客に代表される交流人口をいかにふやしていくかが重要であると考えます。

4点目の御質問、2年間どの政策課題に重点を置くかにつきましては、3点目の御質問の答弁と重複になりますが、災害に強いまちづくり、交流人口の増加に重点を置いていきたいと考えております。災害に強いまちづくりとしては、二大事業でもあります新庁舎等整備事業、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業に取り組んでいきたいと思っております。

また、交流人口の増加については、特に通勤者の増加策として、まずは企業誘致につながる

環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。なお、これらにあわせて流出人口についても、その原因を調査分析し、定住人口の減少に歯どめをかける対策を検討していきたいと思っております。

最後に、2年間という限られた期間ではありますが、御嵩町のため議会の皆様と切磋琢磨し、誠心誠意職務に当たりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

改めまして皆さん、おはようございます。

ただいまは長屋参事のデビューに立ち会っていただきまして大変ありがとうございます。

朝来たら多くの傍聴者の方がお見えになるので、もう既にこれだけファンを獲得したのかと驚いておりましたが、みその関係とか、女性の会だということで納得をした次第であります。

今、長屋参事がお答えしたとおりでありますけれど、2年、2年とこだわっていましたが、今まで3年の職員もいましたので、これは1年半後ぐらいにわかってくるかと思っておりますけれど、人事交流ということになっていますので、むしろうちの職員もお世話になっているという立場です。堀参事の中には一方的な派遣ではありましたが、現在はうちのほうからも若手職員を送っていますので、これこそが将来の財産になっていくなという感覚で見させていただいているというところであります。

この件につきましては、当初、派遣職員の給料がもったいないということで随分議会から責められましたけれど、3年間も堀参事が頑張っていたことによつて、帰る段階になって次はどうだという話になったと。もう180度評価は変わりましたので、ある意味成功したということになるかと思っております。

今、高山議員が質問の中でおっしゃったことに関して、少し時系列を整理しておきたいと思っております。もう11年たちましたので、時効になった分もあるかと思っておりますので、ちょっとそのあたりも含めてお話しておきたいと思っております。

人事交流に至りました経緯というのは、平成19年4月22日に私が町長選挙で当選しております。意味があったとするんなら、当時の柳川町長、そしてお亡くなりになりました後援会長の桃井先生の応援を受けてなった町長だから意味があるという見方をされたと思っております。

選挙期間中にも実はいろんなアプローチというか、情報がもたらされました。当選したなら3者協議を予定どおり行くと。そうでなかったらしばらく様子を見るというようなお話でありましたけれど、私は町長になって、なるために立候補しているんですけど、なって仕事をす

るために立候補したわけですので、こういう情報を選挙で使えば自分自身が有利になることはわかっておりましたけれど、これを言ったら、将来町長になった暁に県や寿和工業との信頼関係を構築するのに大変難しくなるだろうということで、責任者と選対本部長、事務局長、この3人だけには話はしましたけれど、一切選挙では触れないということを申し上げて選挙戦に臨み、なおかつ選挙を戦ったということでもあります。私は多分そこで試されていると、3者協議に参加させる新しい町長として信頼関係が構築できるかどうか、これを業者から、また県から試されているというふうに解釈しましたので、そこはあからさまにはいけないという部分だということで、飲み込んだということでもあります。

それで、22日に私は当選しましたので、急遽柳川町長が4月24日に3者協議に初めて参加したといいますか、3者協議を成立する3者の中の1人として参加をされたということになります。この3者協議でスタートを切る意味というのは、やはり柳川前町長が立ち会ったから意味があるということであるかと思えます。柳川さんが立ち会わなかったとか、参加しなかったら3者協議じゃありませんし、逆に日にちを延ばした形で私がスタートを切っても、県や寿和工業については納得しないだろうと、町民が納得しないだろうという、いわゆるそんたくが働いたのかもしれないかもしれませんが、そういう形でスタートが切られました。そういう考えであったというのも、後ほど聞かせていただいた話であります。その場で第1回目は顔を合わせて、とにかく今後話し合いで決めていこうという確認が、非常に抽象的な決定でありますけれど、決定されたということではよいよ3者協議が始まりました。その日、同じ日の夜、私はまだ町長になっておりません。当選しただけでありますけれど、柳川町長の任期満了は26日だったので、その2日前に、この3者協議で話し合われた話し合いで解決するというのを、向陽中学校の体育館で私も柳川さんの隣に座って、開催した行政報告会というもので発表されたということでもあります。その場で私も質問を受けましたけれど、新しい町長はどう考えるんだということで、私は町民に対してお約束したのは、これも抽象的でありますけれど、期間を2年という時間をいただきたいと。2年で解決しますという約束をさせていただいた。ただその場では、具体的にどうこうするというのが言いたくも言えない状況ではありましたんで、非常に、私になったら今度は前に進めるんじゃないかなということを思った方もお見えになるようでありますけれど、そこは言えなかったつらさみたいなものがありますけれど、当初より想定していた結果は出たというふうには思っております。

その1カ月後になりますが、古田知事と私の2者会談がございました。この2者会談では、これまでかみ合わなかった論点というものを幾つも上げていただきました。十数項目あったんですが、私のほうから知事に御提案申し上げたのは、今も3者とも振り上げた拳がもう手を挙げたままの状態であ腕がだるくなってしまっているんだと。早く拳をおろしたほうがいいと。そ

れには主要な部分の論点整理をするだけでいいんじゃないですかと。大きな部分だけにしてくださいということで、法的手続等を含めて6項目に絞って論点の整理をしていただくということにしました。そこから1カ月かけて寿和工業との協議も県とがおやりになって、やはりその6項目で論点を整理したという既成事実をつくろうということになりました。

その後、6月20日に本格的な3者協議が開かれまして、論点としてこの6点を上げてスタートを切ったということになります。これが御嵩町の産廃問題の解決に向けてのプロセスということでありまして。その後については、皆さん、御承知のような内容であります。

話は変わりますが、私が町長に就任してから、町長に就任するとほかの自治体の取り組みが非常によくわかるようになってきます。環境施策をとってみると、その取り組みというのは非常に真剣に取り組んでみえる自治体ばかりでありまして、残念ながら御嵩町は環境の町御嵩の言葉に安住をしてしまって、実際には何もやっていないという町に思いました。自治体として具体的な取り組みを、これをやるんだとか、そういうことをきちんとやってこなかった。むしろごみの減量だけをすればいいというような考え方一つになってしまっていたということを感じ、愕然としたことが実はあります。そういう意味では、先頭を走っているつもりが、いつの間にか追い抜かされてびりけつを走っているような状態に私自身は感じました。

これを何とかしなければいけないという思いで、その思いが続いていたわけでありまして、産廃問題が解決を見る可能性というか、ほぼ白紙で決定していけるという先が見えた、年が明けての20年1月の末か、2月の初めだと思いますけれど、当時は福田康夫総理でありました。福田康夫総理が施政方針で延べた中に、その年、夏には洞爺湖でサミットが行われるということになっておりました。そのサミットについては、環境をテーマにするということになっているという施政方針でありました。それに関連して、日本では環境モデル都市を全国から募集するということになりました。私その新聞を読んで、その場で知事に直接電話をしまして、環境モデル都市に手を挙げたいということで、まず一つ報告をしました。環境モデル都市に手を挙げるには、かなりの文書の整理とか、いろんな事業をしていかなければいけなくなりますんで、ついては職員の派遣を1人お願いしたいと。御嵩町と岐阜県の距離感というのは、当時物すごくありましたんで、少しでも縮まればと思いついて、とにかく前向きで行け行けの職員が欲しいんだということを知事にお願いをしました。これが御嵩町が環境モデル都市に手を挙げる、職員の派遣ということをお願いした経緯であります。

まだまだ当時は、岐阜県に対して御嵩町民というのは全幅の信頼を置いていなかったという状態でありますので、特命として堀参事を最初から呼んで、御嵩町と県と寿和工業の3者協議に御嵩町側から県の職員が行ったとなると、これはまた疑われるようなことになりますんで、要は平成20年度からしか県の職員派遣というものは私自身もできなかったですし、考えるべ

きではないと思っていましたので、先が見えたその1月の終わり、2月の初めに職員の1人の派遣をしていただきたいと、4月1日からですので、3月の終わりには3者協議で白紙撤回ということは決定しておりましたので、当然1人職員を派遣していただければ、県とのそれ以降の協議、白紙ということは、決定した上での協議等々には参加はさせ、いろんなすり合わせも必要になってくるという、そんな役をさせたいというふうに思って行ったことであります。そうした白紙撤回という結果は御嵩町民にとって非常に喜ばしい結果であります、これは私がぶれないということ、職員もしっかりと理解をしておりましたので、その意を酌んで非常に徹底的に頑張った当時の担当者の職員たちの手柄であると私自身は思っております。

2つ目の質問に入ります。答弁をさせていただきます。

まず、参事には仕事のやり方を見せてくれということをお願いしました。行け行けでというオーダーがしてあるわけですので、ないものならつくってしまえと。制度などはないない、だからできないのではなく、やれるように制度をつくれればいいじゃないかという考えのもと、これは堀参事と私の考え方はぴったりと合致していましたので、絶対ブレーキをかけないからやりたいようにやってくれと。職員にこういう仕事があるんだと、こういう仕事のやり方があるんだということをしっかりと見せてやってほしいということをお願いをしたわけでありましてけれど、かなり御嵩町の職員は、特に若い職員たちには驚嘆といいますかね、驚いたと、こんな仕事の仕方があるんだということを堀参事には教えてもらったということをする職員が非常に多くなったということでもありますので、非常にそういう意味でのプラス材料というのか、非常に財産という、小さなものではありますけれど、財産になったというふうに思います。

4代にわたってそれぞれ個性がありますので、全ての4人を見させていただいてきたわけでありましてけれど、参事、派遣していただいた県の職員というのは、私にとっては非常に仕事のやり方を見ていても楽しいですし、心強い存在であったと。帰るときには置き土産が必ずあるというような状況で帰ってみえますので、大変おもしろい、いい存在のまま職員たちにも印象を与えていってくれたのではないかなということを思っております。

長屋参事には、今、参事が申したとおり、これまで同様でありますけれど、いろんな大きなプロジェクトですと県とのすり合わせというのは非常に大きくかかわってきますので、そのすり合わせというものを先頭に立って、どこに行けばどの担当と話せばすり合わせがやれるのか、またしやすいのかということも含めて、長屋参事のそうした経験をしっかりと使っていただくということでもあります。特に今はリニア関連の調整をやってもらっているということと、やはり庁舎の建設、これは防災も含めてでありますので、庁舎の建設を中心にまちづくりを考えていってもらおうというような、そんな仕事の内容を指示しております。

ただ企画調整担当参事ですので、何でもやれよということで、方向性というのは限定させな

いということ、私自身はどの参事に対しても言っていますので、長屋参事にも自由に動き回ってほしいと、このように思っております。

仕事に取り組む間口が広がりまして、県との距離感がこの結果非常に詰まったと、近くできたということが御嵩町としてのメリットであったと思います。制度の提案も、先ほど申し上げたように新しくつくってしまえということもありますので、非常に今よかったと思っております。

4点目の質問であります、県との人事交流について、今のところやめる理由はないと思いますので続けていきたいと。こういう話をしますと、派遣されている職員そのもの、県の職員がかなりのプレッシャーを受けると、自分の代で後要らないよと言われてたら、それは自分の責任になってしまうというふうに考えるそうなので、余りプレッシャーを与えないように頑張ってもらおうということになるかと思っております。

最後につけ加えますが、一方的な派遣から相互の交流になりました。そういう意味で、先ほど申し上げたように、うちの職員も県に送っていますから、これこそが将来の財産になってくると思っていますので、そういう意味で温かく見守っていただくことを改めてお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

長屋参事にもしっかりとした答弁をいただきました。また、町長にも御答弁いただきました。本当なら少し最後に片方向の質問でしたので、御嵩町の職員の関連で追加質問でもしようかなと思っておりましたが、今は、町長が最後の言葉で温かい目で見守ってくれということなので、質問書にも書いていないのでやめます。

長屋参事におかれましては、御嵩町をまず好きになっていただきまして、この2年に町長が言われたこだわらない、長屋参事にどうやって思っていられるのかわかりませんが、好きになって、もう1年御嵩町のために頑張ってもいいなあという方向で進んでいってもらえれば、私たち御嵩町民も大変ありがたいと思っています。頑張ってくださいと思います。

以上で1問目は終わります。

続いて、大項目2点目の質問に移ります。

この質問は、例のごとく私の無知から来る質問ですが、自分たちも本当にいつ何時こういう問題が起こるかわからないので、ぜひ前向きにお答えしていただければありがたいと思っています。

昨年 10 月に桃井知良院長が逝去され、約半年が過ぎました。御嵩町内唯一の救急指定病院である桃井病院においては、医療体制を整えるのに大変御苦労されていると感じております。

まず 1 点目に、単刀直入にお伺いしますが、救急指定病院として桃井病院は現在も変わっておりませんか。単刀直入に聞きます。

次に確認したいんですが、救急医療体制には県が作成している医療計画で、一次救急、二次救急、三次救急とあるようです。消防法のほうで何か取り決めがあるようですので、一次救急が手術、入院は必要ないということ、いろいろと書いてありますが、そこら辺も部長のほうで説明していただければ結構ですが、救急指定病院になっている桃井病院は一次なのか、二次なのか、どのような医療を受けられるのか、少し町民に対してお答えをいただきます。確認だけでもよろしいですし、説明があればしていただければ結構です。

救急病院は可児市に行けば幾つかの救急病院が指定されていて、きちんと機能しているかどうかは選に漏れず、高齢化地域になっている御嵩町民にとっては一番の関心事であります。いざというときの最後の砦は、救急車を呼ぶことを選択するわけです。

御嵩町では、高齢者の方に救急車を呼ぶまでは行かない場合、高齢者の方でも独居の方、高齢者夫婦の方いろいろですが、救急病院の連絡等どうしたらよいか、どのようにアドバイスしているかお伺いします。救急の場合、ストレスなく病院にかかれることが大切だと思いますが、休日・夜間のときも含めて少し詳しく御答弁ください。

最後に、3 つ目の質問で答弁があるかもわかりませんが、救急の場合、まず病院を探すわけですが、平日はまだ病院が開いていますので、何らかの形で病院まで行くこともできますが、休日・夜間の場合、私ぐらい、約 60 歳ぐらいまでの年齢の方ですと、まだスマホやパソコンでウェブ検索することも可能だと思いますが、できない人はどのように救急病院の電話番号など、情報をどこから得たらよいでしょうか。

そうこうしておるうちに、今月号の「ほっとみたけ」では見開きの 2 ページ・3 ページ目で、救急車の呼び方とか、救急車をどうやって使ったらいいとか書かれておりましたので、御紹介したいと思います。その病院の情報ですね。かかりつけの病院があっても、なかなかそういう病院自体がやっていない時間帯は電話しても出ていただけないとかいろいろありますので、救急車を多く利用される方も見えますが、御嵩町は特に救急車を利用頻度が高いと、これを言っちゃ怒られますが、タクシーがわりにも使っていないのかとかいろいろと詮索はしますが、名鉄の時刻表には救急指定病院の桃井病院が確かにあります。そのほかにはなかなかどこに病院を探して電話したらいいのか、お年寄りにはその電話もなかなか難しいところもありますが、例えば、みたけカレンダーとかそういうところに大きく、ここへ電話すれば必ずどこかの病院を紹介してくれると。この御嵩町の「ほっとみたけ」でも、救急医療情報サービスの欄はあり

ますが、お年寄りが本当にこれを見て電話できるのかということも疑問に思います。

可児市などは、ホームページを開くとトップ画面左上に、休日・夜間の急病というところをクリックしますと救急医療情報サービスの電話番号がわかるようになっています。美濃加茂市も2回ぐらいクリックすると出てくるようになっていますかね。

御嵩町は何回クリックしても出てこないというように感じます、私もやってみましたが。もしそれが間違っていれば正してください。できるだけ早く病院の情報が得られる手段、先ほども申しましたが、例えば御嵩のカレンダーに大きな番号を書いているとか、ホームページ上にクリックするとすぐ出てくるとか、救急車を使わないまでも病院をすぐ行きたい、本当に救急の救急車の前の段階を素早く動けるようにぜひそういう調整を、啓発をしていってほしいと考えています。

町民は、こういうような行政情報がセーフティーネット、最後の網かけと考えている人が多く思っているので、ぜひそこら辺のことを詳しく説明していただきたいと思います。民生部長にお願いしてありますが、このことは町長も大変心配しておられて、少し答弁をしていただけるといことなんで、よろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、高山議員の一般質問、御嵩町の救急医療と周知についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、桃井病院は救急指定病院として継続しているのかと、それから2点目の、桃井病院は一次救急なのか二次救急なのかについてお答えをさせていただきます。

まず最初に、救急病院等について少し説明をさせていただきたいと思います。

消防法によりまず救急病院を定める省令によりまずと、救急病院とは、救急患者の診療に協力できるという旨を県に申し出た医療機関のうち、認定条件を満たし、かつ県知事が認定した病院、診療所のことをいいます。認定の有効期間は3年間ということになっております。

次に、救急業務は、県が医療法における医療計画によって、症状と、それから緊急性から3段階に分けて医療体制を整えております。この3段階というのが、一次救急、二次救急、三次救急でございます。

一次救急は、初期救急とも呼ばれておりまして、入院の必要がなく、帰宅可能な軽傷患者に対して行う救急医療のことをいいます。

次に、二次救急が提供できるというのが、24時間体制で救急患者の受け入れができるようになっていて、手術、治療も含めた入院治療を提供できる設備が整っていること。それから、

救急医療の知識と経験が豊富な医師が常に従事していること。それから、救急患者のための専用病床が整備されているというようなことが条件となっておって、これを満たしている病院のことをいいます。

二次救急の指定を受けた病院は、病院群輪番制という方法で対応しておりまして、この病院群輪番制とは、二次救急の指定を受けた複数の病院が当番制で救急患者の受け入れ、それから診療を行うという方式をとっておるということでございます。

それか三次救急というのが、一次救急とか二次救急では対応できない重症、重篤患者に対して行う医療ということでございます。三次救急の指定を受けている病院は、救命救急センターであったり高度救命救急センターというのが設けられておりまして、24 時間体制で救急患者の受け入れを行っているというようなことでございます。

御質問の桃井病院についてでございますけど、桃井病院は昭和 50 年 11 月 1 日に救急病院として認定されておりまして、現在も救急病院として継続しております。内容につきましては二次救急を担う病院ということで認定されておるということでございます。

桃井病院の診療時間は、午前が月曜から土曜日までの毎日ということで、これは以前と変わりないわけですが、午後が、以前は平日の毎日であったものが、現在は月曜日と金曜日のみというふうに変更されておりますので、若干心配の向きもあるかと思えますけれども、救急体制につきましては以前と何ら変わりがないということでございますので、御報告をさせていただきます。

それから 3 点目でございます。独居老人であったり、あるいは高齢者夫婦の方に救急病院の連絡方法をどのようにアドバイスしてありますかという質問についてお答えをさせていただきます。

御嵩町の地域包括支援センターでは、高齢者の方には、常に何かあったら、まずは地域包括支援センターに連絡してくれと。それから移動的なことは 119 番にというようなことを常に徹底してお伝えしております。夜間救急、夜間休日で救急の場合については、医療関係でない場合については、宿日直者のほうから包括支援センターの職員に連絡が入るとような体制をとらせていただいておりますので、御紹介させていただきます。

それから、訪問先の世帯の状況に合わせまして、もし必要だと思われる世帯に対しましては、当該世帯に係る緊急連絡先を記載した一覧表というのをお渡ししておりまして、緊急時の対応なんかもアドバイスをさせていただいております。

そのほか、要支援とか要介護の介護認定を受けた 65 歳以上の独居老人、それから高齢者のみ世帯の希望される方に対しましては、救急通報装置というのを貸与いたしまして、体調の悪いときであったり、あるいは災害時のときの通報なんかに迅速に対応できるようなシステム

を整えさせていただいております。

そのほか、かかりつけ医であったり、持病であったり、あるいは家族の連絡先など、緊急時に必要な医療情報を、専用容器ですね。救急医療情報キットというやつをつくったんです。こういう筒っぽのこれぐらいのやつなんですけど、その中に情報を入れて、自宅の冷蔵庫か何かに入れておいていただくと、万が一救急車を呼ばなきゃいけないような状態でそのまま倒れてしまったときでも、そこのお宅にそういったものが置いてあるよというシールがありますので、それを見て救急隊員が冷蔵庫の中からその救急情報を確認するといったような事業もやっておりますので、これもあわせて紹介をさせていただきます。

それから御質問の4点目でございます。救急病院の電話番号など、情報をどこから得たらよいでしょうかということでございます。

こちらにつきましては、今、高山議員のほうから大分お叱りもいただきましたが、御嵩町のホームページは、やっぱりおっしゃるとおり可児市とか美濃加茂市と比べて、その情報がなかなか得づらい状態になっておりますので、これにつきましては、議員御指摘のように町のホームページのトップ画面で、画面をクリックすることによって救急医療情報のサービスの電話番号とかがわかるようにするためのホームページの改修については、可児市なんかを参考にさせていただきながら、これはぜひやりたいというふうに思っております。

それからもう一つ御提案いただきました、みたけカレンダーに救急医療情報サービスの電話番号を掲載するということに関しましても、今年度はもう既につくっておりますので、大変申しわけございませんけど、来年度のカレンダーからぜひともこれはやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、先ほど議員のほうからもちょっと御紹介ございましたけれども、今月の「ほっとみたけ」6月号に、「救急車が必要なのはどんなとき」と題した特集記事も掲載させていただいております。

ちょっと話ずれますけど、この管内の救急出動件数が8,283件で、御嵩町内は677件の出動件数があったようでございます。管内の出動件数のうち、入院の必要のない軽傷の割合の方が37%であったようでございます。その中には、議員も先ほどおっしゃられましたけれども、特に救急車の要請が必要ではないというような方の出動要請もあったというふうにお話も聞いております。本当に救急車を必要としている方におきましては、命に危険があるような方、そういった重病患者さんへの対応のおくれにつながってしまうということもございますので、こういった安易に救急車を呼ぶというようなことは、ぜひやめていただきたいというふうに思っております。救急車の適正な利用をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、この特集記事の中にも、こんなときはためらわず救急車を呼んでくださいというよう

な感じでイラストであらわした記事と、それから救急車を呼ぶべきか迷ったらというふうに題した記事で、救急医療情報サービスと、それから小児救急電話窓口相談の電話番号も掲載させていただいておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

若干乱入をいたしますが、少し心配事もありますのでお答えしておきたいと思えます。

今、部長が答えたとおりでありますけれど、具体的な例で挙げると、救急車の件ですが、病院で待っていて物すごく待たされたということで、病院で救急車を呼ぶというような患者さんもお見えになったと。可茂消防にはそんなの断れよと言ったことがあるんですけど、出ていかざるを得ないということで、ある病院まで救急車で行って、今度は救急患者として入れたというようなことがあったという報告を受けております。そういう例は極端でありますけれど、すぐ診てもらえるからという安易な気持ちでお呼びになっている方は非常に多いと。特に御嵩町は出動回数が多い、可茂と比べると、地域ですので、気をつけてもらわなきゃいけないというふうに思っております。

桃井病院については、院長がお亡くなりになってからどういう体制でやって、どういうふうに診てもらえるのかがわかっていない方が非常に多くお見えになるということだと思います。午前中、私は行けませんので、夕方、金曜日から、月曜日の時間のあるときに月に1回ぐらい行くんですけど、すぐ診ていただけるような体制というか、余り患者さんが見えないという状態ですので、桃井病院というのは、御嵩町においては特別な病院ですので、今の二次救急の指定を受けてみえるというところですので、必ず存続してもらわなきゃいけないですし、療養のほうも力を入れてやっていただいておりますので、これはもう御嵩町にとっては非常に大切な病院でありますので、それでここの場に立とうというふうに思いました。

まずは体制から申し上げますと、桃井病院については、桃井知良先生が生前は院長であり、理事長であると。医療法人忠知会という病院の理事長であり院長であったと。体調を崩されてから理事長だけという役職になり、西野先生が院長になられたと。その後、お亡くなりになってから、この1月から西野理事長になり、院長は服部さんという方、服部光爾さんという院長さんであります。これはお聞きすると公募のような形で募集したということでありました。私にも挨拶に来ていただきましたんでいろいろ話はしましたけれど、この服部院長は、前職は笠松町の愛生病院というところで院長をやってみえた。同族の病院だったようでありますので、体制がこれから変わっていくということもあって、その枠の中から自分が出たいという思いが

あったと。それとちょうど桃井病院の募集が合致したということで、ベッド数は150といえますので、桃井病院の倍ぐらいの病院の切り盛りをしてみえたという方であります。そういう意味では、人材的にも非常に、ちょっとキャラは桃井先生の物静かな部分とは違ってはいますが、非常にてきぱきと仕事のできる方というふうには私はお見受けをしました。そういう意味では大変安堵しているところでありますが、その点については余りお伝えする場がないというのが非常に残念だなと思っております。

今後、桃井知良先生についてもいろんな町の役もやっていただいておりますので、服部院長にも御嵩町のいろんな審議会とかという部分がありますので、そうした役にもついていただくような形で、町民の方々にまずは顔と名前を覚えていただくというようなことからしていきたいと。そういう意味では、もともとお見えになる副院長の看護師さんの方に先日もお話をしました。薬局のほうの薬剤師さんにも、これからそうやってちょっと顔を覚えてもらわなきゃいかんねという話はしておりますので、今後いろんな局面で、この服部先生をデビューさせていきたいというふうには思っております。50代ですので、まだまだ元気いっぱいですから、ほぼ毎日詰めておられますので、そういう病院に体制が変わったということで御理解いただいて、スタッフとしては非常にいいスタッフをそろえてみえますので、その点も御理解の上、利用していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。町長のほうも答弁いただきました。

御嵩町は公的な病院がないということで、救急病院の桃井さんのところに頼る部分がこれからも大きくなっていくと思っております。

広域的な医療ということで、可児市との連携とか、いろいろと医師会との連携とかあると思いますが、今、町長言われたように、これからも大きな役割が桃井病院にはあって、御嵩町の町民も多く利用される方がおると思っておりますので、よろしく願いします。

また、私の提案を部長のほうがお聞きいただきまして、ぜひ皆さんが簡単に病院にかかれる体制づくりをしていただきたいと思います。

そうは言いましても、いざとなつて病人がいて、やっぱり心配すると、医療知識がない私たちはどうしても安易に救急車という形になりますし、病院のほうでもやはり、私もついこの間、母親が調子悪くていろいろ病院に夜中に行ったわけですが、大変やっぱり不便でございます。病院もなかなかすぐ担当医が、専門の医者がいないとか、そのときにいろいろ聞かれて、本当

に救急病院なのという思いも実はしておりますので、ぜひ皆さんが安心して暮らせる医療体制を町も含めて築いていただければ私はいいと思っております。ありがとうございました。私の一般質問を終わります。

議長（山田儀雄君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11 番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

一問一答にて大きく 2 点についてお伺いをいたします。

1 つ目です。

大久後地区の水道についてです。

この問題は、かねてからの課題であり、町政の課題であると考えておりますので、今回は私が質問をさせていただきたいと思えます。

大久後地区の水道については、平成 25 年第 3 回定例会一般質問で、山田儀雄議員が質問をされています。質問の趣旨は、次のようなものでした。大久後水道施設は、大久後自治会で維持管理をされていますが、今後は、大久後水道施設への原水の供給や上水道との接続をして、町のほうで維持管理をしていただきたいと考えるので今後の見通しを伺うという内容のものでした。それに対して、当時の瀬瀬副町長は、町と自治会はこれまでの経緯と現状を認識し、進行中の水道未普及地域解消事業完了後に協議していきたいと考えていると答弁をされています。平成 22 年度から始まった水道未普及地域解消事業は、平成 28 年度に完了をいたしました。瀬瀬元副町長の答弁にありますように、事業完了後に協議していきたいとの答弁を受けて、今回、私は再度、大久後の水道施設の維持管理について質問をいたします。

大久後の水道施設整備について簡単に経緯を説明しますと、今から 25 年ほど前に、ゴルフ場の開発計画に伴い、地区と開発業者との間で水道事業の計画が進められていましたが、同じ

時期に、町による水力発電用施設周辺地域整備交付金を活用した計画に変更となり、町が交付金を活用して施設整備をしました。整備された水道施設は、平成5年に締結された御嵩町と大久後自治会との大久後地区飲料水供給施設管理協定書により施設管理を大久後自治会で行うこととされています。その後、無水道地域をなくすために、無水道地区対策基金が設けられ、平成10年から毎年1,000万円が積み立てられました。平成15年度にこの基金の一部を取り崩して無水道地区給水事業基本計画が策定されました。この計画の対象区域に大久後は入っていました。しかし、平成20年2月に上之郷公民館において、町長、副町長、職員が参加して開催された無水道地域関係者懇談会の場で、大久後の施設に一度は公金を投入して施設整備がなされていることから別途協議をしていくため、上之郷地区水道未普及地域解消事業から大久後地区を外すと説明をされています。このような経緯を得て、現在は水道施設の管理は自治会でされていますが、施設のふぐあいや災害時の対応、また、少子・高齢化による限られた世帯での維持管理を今後続けていくことが危惧されており、町での施設の維持管理を希望されています。瀬瀬元副町長の答弁では、平成20年の懇談会で別途協議していくという経緯を踏まえて、進行中の水道未普及地域対象事業完了後に協議していくとされています。

そこで質問ですが、水道未普及地域解消事業は平成28年度に完了していることから、別途協議に入る時期に来ているのではないかと思います。今後どのように対応していかれるのか、お考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、大久後地区の水道についてと題され、大久後地区への別途協議などの対応についての御質問です。

初めに、上之郷地区を対象とした水道未普及地域解消事業は、工事は完了したが、事業としては最初のお約束を果たしていただけない方が数名おられることから、現在も地元の無水道地区対策協議会と協議を継続している状況にあり、事業としては完了をしておりません。

大久後地域の方々には、議員のおっしゃられたとおり、平成20年2月に、上之郷公民館において公的資金が一度投入され、ほぼ水道事業施設による給水と同等であることを理由に、水道未普及地域解消事業外とし、5地区の水道未普及地域解消事業が終了した後、別途協議することとしております。

またこのことについては、平成25年第3回定例会において、山田議員の一般質問にも瀬瀬前副町長が回答されたとおりであります。

したがいまして、大久後地区の皆様の総意によって御要望があれば、白紙からの協議を開始いたしますが、既に初期投資がなされた施設が維持管理によって更新されていないと想定しており、現行の水道法と照らし合わせたときにさまざまな改築等が必要になることが当時から予測されており、現状のままでは浄水事業として踏み込めません。

また、原水を確保し、飲料水供給施設として特別会計を立ち上げ、町が事業主体となる手法もあるかと思われませんが、現在の久後地区の人口は 89 人、27 世帯であり、経営を成り立たせるためには、法的な要件を満たすことにあわせ、相当高額な料金設定が予測されます。

大久後地域にお住まいの皆様が、安心して安全な水道を要望されるお気持ちを酌み取り、一つ可能性のある方法が想定できますが、水道料金が現在の倍とは言いませんが、近いものになると思われます。これを御承知いただくことが協議の条件になってくると思われます。

また、別途協議と回答した折に、同時に施設投資に対する資金面の御準備もお願いしているため、自治会においておおよその準備が整っているかもハードルの一つとなると考えております。

私からの答弁は以上となります。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ただいまの御答弁に対しまして 1 点だけ再質問といたしますか、確認をさせていただきたいと思ひます。

水道未普及地域のことは、まだ解決をしていないとの御答弁ですけれども、それは当然検証といひますか、そういうことはしていただかなければいけないと思ひますが、大久後地区の水道については、同時進行でといひますか、協議を、手法はいろいろあるにしても、そして資金面とか、今後の水道料金とか、そういういろいろな課題、どういふふうにしてやるかという課題はあると思ひますが、協議には応じるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。その点について 1 点確認しておきたいと思ひます。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の再質問に御回答させていただきます。

先ほど御答弁させていただいたとおりでございまして、5 地区の水道事業を完了した後、別途協議をするということで前副町長が回答しております。これはこのとおりでありまして、今

の5地区の水道事業が完了した後ということですので、今事業としては継続している状況にあります。これとあわせて同時に協議をするということも考えられますけれども、先ほど申し上げたような条件が伴うということですので、大久後地区の方々がそういうことを承知して御要望いただければ、白紙からの協議ではございますけれども入っていけるであろうというふうには思っております。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

大久後地区の方も今は違う料金体系で集金をされていますが、それにプラスこの瀬瀬副町長の答弁依頼、上乘せされて町水道並みの料金を集められているというふう聞いておりますけれども、協議の要望があれば入っていただけるということによりお願いをいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

町民が利用しやすい「地域づくり活動助成金交付事業」とその支援体制について。

御嵩町では、「応援します！あなたの地域づくり・まちづくり・ふるさとづくり「地域づくり活動助成金交付事業」」があります。この事業は、御嵩町ふるさとふれあい振興基金を活用して、町の活性化を図るために、町民の創意工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動に対して助成金を交付する事業で、ほとんどの市町村でも同じような事業が展開されているのではないかと思います。

私は、身近でこの制度を利用して頑張っているグループを幾つか見てきました。積極的に町の活性化や地域づくりに取り組んでいるとてもやる気に満ちた団体がほとんどだと思います。

この助成を受けるためには、申請書類を提出し、公開審査会、中間報告会、実績報告会に出席をして報告をしなければなりません。私はここ数年、公開審査会、中間報告会、実績報告会を傍聴していますが、どの団体もメンバーの方から言われることは、3回の報告会にパワーポイントなどの資料を作成して臨まなければならないので、それが大変負担になるということです。もちろん公金を助成していただくわけですから、報告や会計処理をいかにいいかげんにすることではなく、少しでも負担を減らし、参加しやすいものにするためには、公開審査会と実績報告会を一度にしたほうがよいのではないかと考えています。

八百津町の地域振興課でお話を伺ってきましたが、八百津町では、実績報告をして、その課題を次年度にどう解決していくかがよくわかるように、そして負担を少しでも少なくするというので、実績報告会と公開審査会を同時に開催しているというふうにお聞きをしました。そ

して、この質問を提出した後ですけれども、可児市の地域振興会にも聞きに行ってみましたが、可児市ではプレゼンテーションと実績報告会の2回ということでした。

御嵩町では、ことし実績報告会と新年度の公開審査会は1カ月ほどしか間がないので、一度に開催したほうが負担も少なく、次年度の課題もわかりやすく、効率的ではないかと思います。報告書類の書き方や会計処理などのアドバイスや説明は、個別に行っていただければよいのではないのでしょうか。そして、公開審査会というからには、事前に「ほっとみたけ」などで公開審査の日を町民に知らせていただけないかとも思います。関係者しか来ないとしても、少しでも地域づくり活動やまちづくり、まちおこしなど関心のある人の掘り起こしにもつながるかもしれないと思うからです。

そこで1つ目の質問です。

地域づくり活動助成事業において、公開審査会と実績報告会を一度に開催できませんか。また、公開審査会というからには、事前に町民に広報などを通じて知らせることができませんかというのが1点目の質問です。

2つ目の質問です。

ふるさとづくり検討委員会についてお伺いをいたします。

助成の可否や額を決定するいわゆる審査員です。この委員会の方は、どのようにして選出をしていますか。助成団体は、どこもさまざまな課題を抱えています。この検討委員会の中に、NPO活動をしている人、それもNPOセンターの事務局長をやるなど経験を積んだ方など、市民活動のいわゆるプロに入っていて、課題に対して的確なアドバイスがいただけるようなことが望ましいのではないかと思います。美濃加茂市や可児市や八百津町は、そのような方が審査員になって、その助成団体が今後自立していくための的確で温かな、まさにそういうことが人材育成ということにつながっていくわけですから、そういった市民活動のプロが委員会に加わってアドバイスなどしていただけないものかと思います。

ことしから御嵩町でも岐阜県よろず支援拠点ということで、みたけビジネス相談窓口ができました。5月28日にはキックオフセミナーが開催をされました。経営的な視点からのアドバイスも欠かせないものだと思います。そういう方に委員になっていただく、あるいはよろず支援相談員の方につながりなどしていただけないものかと思います。ちなみに八百津では、新聞で報道されていた空き家を活用した宿泊施設、ゲストハウス山王や福地いろどりむらも地域づくり活動助成制度を利用され、よろず相談員にアドバイスをもらっているとお聞きしています。

そこで2つ目の質問ですが、ふるさとづくり検討委員会における支援体制のあり方、岐阜県よろず相談アドバイザーによる相談体制についてはどのようにお考えでしょうか。

3つ目の質問です。

やはり市民活動を育成していくためには、市民活動センターが必要だと思います。近隣では、みのかも市民活動サポートセンターが、さぼさぼカフェを月に1度、定員7名で開催して、市民活動に関するテーマを設定して、おいしいコーヒーを飲みながら市民活動アドバイザーを中心にわいわい話す場を提供しています。

御嵩町においても、このような市民活動サポートセンターがあってほしいと強く望みます。しかし、現在はまだそのような体制になっていないので、まずはまちづくり課が、市民活動をサポートできるような気軽な相談窓口になっていただけたらと思います。

先日もまちづくり課による観光基本計画推進交流会、これは仮称だそうですが、役場北庁舎で開催をされました。さまざまなジャンルの人たちが集まって事業の具体的な推進に向けての意見交換を行いました。担当の方も、行政はかかわってはいけないけれども、どうやって盛り上げるかということで悩みながら取り組んでおられることと思います。

今回、その交流会ですけれども、3回目ということで参加者も少しずつなれて、楽しく意見交換できたのではないかと思います。今後、そういったまちづくりプレーヤーをふやしていくためにも、気軽に意見交換できたり、相談できたりする場が必要です。まちづくり課が他地区の成功事例を勉強しながら、まずは町民の気軽な地域づくりや市民活動の相談窓口となっただけたらと思いますが、その点についてはどのような御見解でしょうか。

以上、地域づくり活動助成事業、あるいはそのサポート体制について3点を質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

それでは、岡本議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、町民が利用しやすい地域づくり活動助成金交付事業とその支援体制についてと題され、3点の御質問です。

初めに、大前提として助成金は公金であり、町民の皆様から御理解をいただける助成金の執行が必要となります。各団体の自主的な地域づくり活動に敬意の念を抱いておりますが、公金の執行という観点からは、公平・公正、かつ厳正な審査をしなければならないと考えております。

御質問の1点目、地域づくり活動助成事業において公開審査会と実績報告会を一度に開催できませんか。また、公開審査会というからには、事前に町民に広報などを通じて知らせることはできませんかにつきましては、実績報告会は、活動の実績を確認し、今後の団体活動の自立と継続を促すほか、次年度も継続して助成金の交付申請をされる団体には、検討委員による助言

や公表を考慮した御準備をお願いしたいと考えております。また、公開審査会は、公平・公正の観点から検討委員による助言は行わず、活動内容や考え方などを質問により確認しつつ審査を進めるものとして、同日開催は考えておりません。

また、公開審査の事前周知については、本年度は既に広報「ほっとみたけ」3月号に掲載し、町民の皆様への周知に努めたところですが、今後は必要と判断すれば、さらなる手法を検討してまいります。

御質問の2点目、ふるさとづくり検討委員会による支援体制のあり方、岐阜県よろず相談アドバイザーによる相談体制についてどのようにお考えですかにつきましては、現在お願いしている審査員は、御嵩町の町民目線での御意見をいただける年齢層及び女性の参画を考慮した方々や、議員が御提案されているNPO法人縁塾の方にも御参画をいただけるよう選任させていただいており、任期は平成31年9月30日までとなっているため、当面は現行のまま進めさせていただく考えでおります。

また、岐阜県よろず支援拠点につきましては、御嶽宿わいわい館にて、毎月第4月曜日の13時より17時まで、岐阜県よろず支援拠点コーディネーターによる経営相談窓口があり、どなたでも御相談をいただく体制を御準備させていただいております。

御質問の3点目、まちづくり課が他地区の成功事例を勉強しながら、まずは町民の気軽な地域づくりや市民活動の相談窓口となっただけたらと思っておりますが、どのような見解でしょうかにつきましては、現状は、観光基本計画推進交流会がその場となっていると考えており、今後は、岡本議員も参画されている団体もあることから、そちらでの御成功に期待を込め、おいしいコーヒーを提供しながら成功へのアドバイスをさせていただくようお願いしたいと存じます。当然、担当課においてはさまざまな事例を研究しつつ、窓口の役割を果たしてまいり所存であります。

最後に、重要なのはまちづくりにおいてプレーヤーをふやすことであり、行政が指示して動かすものではないということにあわせ、失敗もあり得るが、この助成金を足がかりとして成功例をふやそうと支援を続ける所存でおります。ただし、町長よりさらに厳しく審査をするよう強い御指示をいただいておりますので、この点は特に御理解を賜りますようお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと審査検討委員会なんですけど、助言は行わないということを言われたんですけども、やっぱり先ほども言いましたように、いろいろな課題を抱えている中での市民活動を展開しているわけですので、やはり何かアドバイスなり、そういったものが必要、いただきたいのではないかなと思います。

課題がある中でそれをどうやって解決していくのかということが、なかなか今の段階ではなされていないと思うわけです。今の助言を行わないという体制のあり方、それについてはちょっと今あつと思ったんですけども、それからもう一つは、私は今回の件について八百津町と可児市にヒアリングに行ってきました。そのときに、八百津町ではやはりいろんな方が参加してほしいということで、発表の場を一度にして回数を減らしているということ。それと、助成金をもらっている団体同士の交流の場があるといいという意見が助成団体から出てきたので、そういう交流の場を設けているということ。そして可児市では、可児市も関市の地域づくりの助成事業を参考に、終わった後に情報交換をしているので可児市も取り入れようという。やはり一番の目的は、プレーヤーをふやすこと、そういった活動している人たちを少しでも育てるなんて言うとおこがましいとかあれですけど、そういった人たちに育ってほしいということが目的だというふうに、可児市でも何度も言われましたけれども、やっぱり可児市や八百津で感じたことは、特にこういった助成事業は、直接市民活動をしている住民の人たちの意見を聞きながらサポートしていくということが大事だと思うんですけども、よその地域の事例を勉強してといいますか、研究して、いいところはどんどん取り入れようとする姿勢があると思うんです。今お聞きすると、御嵩町に本当にそういったほかの市民活動、ほかの地域の市民活動の事例を見て、いいところは取り入れて、直すとか、もっと町民の人たちが参加しやすかったり、情報交換ができたり、そういったことにしていこうという姿勢があるのかなというところで、1点とても疑問に思いますので、その点についてどう思われるのかということをお伺いいたします。

とにかく今部長が言われたように、プレーヤーをふやすことというふうにおっしゃいました。さっきみそづくりの話もあつたんですけども、やっぱり町の活性化のために頑張ろうというグループに、どう支援をして、アドバイスをして、自立して自分たちでやっていっていただくかということのために、やっぱり町は最初からもう行政はかかわりません、自分たちでやってくださいというばかりでは、行く行くはそうなってほしいと思っても、そのアドバイス等必要だと思うんです。そういったことについては、部長のおわかりになる範囲で御答弁をいただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

それでは、岡本隆子議員の再質問に御回答させていただきます。

私が最初に申し上げさせていただいたとおりでございますが、助成金というのはやはり公金でございますので、それに対する審査のあり方等は、厳正に公正にやるべきだという考えは変わりはありません。公開審査会で助言はしないことに対してということでございますけれども、これは参加される団体の方の考え方、それからやる気度とか、いろいろなものを審査員さんが受け取りたいということで、助言の段階ではないということで審査をするということで、決して無責任な方法をとっているということではございません。

それから岡本議員、他市町の例をかなり挙げておられますけれども、それは担当課においてもかなり広範囲のところ、いろんな調査とか研究とか勉強をさせていただいております。その中で、御嵩町のスタイルとしてこうあるべきではないかということによっておるものでございます。ですから、ほかの団体さんが交流の場、情報交換したり何かする場を役場が準備すべきではないかというように聞こえてきますので、それはちょっと誤解があるかもしれませんが、それは団体さん同士が必要とあらばつながっていかれるというふうにもとれますし、先ほど回答させていただいたとおり、観光基本計画の中の交流会という場を設けさせていただいておりますので、そちらのほうも御利用いただければと思います。

最後に、行政がかかわらないというわけではございません。当然、助成金ですので、最終的には自立をしていただきたいと。3年間の助成金の後、もう助成金がもらえないからやめたよということではなくて、本当にこの町を愛していただいて、その中である程度運営資金を賄えるように、3年間で有効に活用していただきたいということでございますので、行政がかかわらない、知らないよという話ではございませんので、その辺は誤解のないようによろしくお願いいたします。以上です。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は、部長が今、公平・公正かつ厳正な審査が必要ということをおっしゃって見えますが、私もその点は、審査を甘くとか、そういったことを言っているわけでは決してありません。とにかくいろんな団体の方がなるべく使いやすいようにということで、発表の場を少しでも今3回ですので、せめて2回にさせていただくとか、そういったことをお願いしているのであります。今後そういったことも他市町村の例をちょっと研究していただいて、考えていただけたらと思います。

それから、ふるさと委員さんのほうは御嵩町の町民目線で、女性の方、NPO法人、当面現行のままということなんですが、やはり町民活動に対して余り理解のない質問があったり、そういったこともあるように聞いておりますので、そういったことも頭に入れていただいて、今後、やっぱり市民活動のプロといいますか、アドバイスができるような人も、今後審査員の中に入れていただけたらということを考えて要望をしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

本日、5番バッターで一応午前中に終わるのではないかと予想されますので、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは1点だけでございます。

自殺防止対策についてお伺いをいたします。

我が国の年間の自殺者数は、8年連続で減少しているものの、2016年には2万1,897人ものとうとい命が失われております。主要7カ国の中でも我が国の自殺者率は最も高い数値となっています。このような状況を踏まえ、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行されました。大綱では、過労や生活困窮、いじめなど生きることの阻害要因を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係などの生きることの促進要因をふやすことを基本理念に掲げています。

また、2026年までに2015年に比べて30%減らすという数値目標が掲げられ、その達成のために重点施策として、長時間労働の解消に向けた監督指導の徹底や職場のメンタルヘルス対策、パワハラ対策の推進、引きこもりや児童虐待、性犯罪・性暴力被害者、ひとり親家庭などへの支援の拡充、産後鬱の予防強化、性的マイノリティーに対する理解の促進などを目指しております。

そこでお尋ねします。

1点目に、地域の実情に応じた有効な自殺対策を講じるには、まず御嵩町内の自殺の実態を分析する必要がありますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

2点目に、改正自殺対策基本法では、市町村の自殺対策計画は国の大綱及び県の計画などを勘案して定めるものとされておりますが、国の自殺総合対策大綱及び県の第3期自殺総合対策行動計画との連動性や施策の連携についてお聞かせください。

3点目に、県におきましては、地域自殺対策推進センターを設置し、市町村への支援が行われていますが、県との連携、自殺対策支援センターの活用についてお聞かせください。

4点目に、職員の長時間労働解消に向けた取り組みと職場でのメンタルヘルス対策について、このことは総務部長のほうにお伺いいたします。お聞かせください。

そして続きまして、教育長にお伺いをいたします。

特に深刻なのが若い世代であります。厚生労働省の2017年度版自殺対策白書によりますと、2015年、15歳から34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっております。自殺死亡率は、先進国の中では突出して高い状況にあり、1人の命が失われることの重さは言うまでもなく、家族や周りの人の悲しみや生活上の影響もはかり知れません。まさに非常事態と言えます。

昨年7月に改定されました自殺総合対策大綱には、子供、若者の自殺対策が重点施策に位置づけられ、子供のいじめ相談の充実や学校現場でのストレスへの対処法を身につけるための教育、SOSの出し方に関する教育の推進やSNSを活用した相談体制の構築が盛り込まれています。SOSの出し方に関する教育は、自殺の事前対応のさらに前段階での取り組みを推進するもので、学校において命や暮らしの危険に直面したとき誰にどうやって助けを求めればいいのかを具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学びます。政府はことしに入り、SOSの出し方に関する教育の推進を求める通知を全国の自治体や教育委員会に通達をしています。また、教師はSOSの出し方を教えるだけでなく、子供が出したSOSについて教師を含め周りの大人たちが気づく感度を高め、受けとめ、子供に寄り添い、命をつなぐという視点も重要であると思います。

また、去年の10月、神奈川県座間市でSNSに自殺願望を投稿した9人の若者が殺害をされるという残忍な事件が発覚したことから、再発予防策として若者一般を対象にSNSによる相談事業が厚生労働省により実施をされています。人が自殺に至る過程は複雑化、複合化しています。みずから追い込み、深刻化してしまう前にSOSを出すことができるように、そしてそのSOSをきちんと受けとめられるようにしていくことが重要であるかと思えます。

ここで、本日の、私が購読しております公明新聞に、いじめ相談にアプリということで、茨城県牛久市の例が載っておりました。茨城県は、取手市が1例目で、この牛久市は2例目なんですけれども、いじめを匿名で通報できるアプリ「STOP i t」を全市立中学校の生徒が無料でダウンロードできるようにしたというものです。「STOP i t」は、2014年にアメリカで開発されたスマートフォン用のアプリで、いじめの被害者や周囲でいじめを発見した生徒が匿名で市の教育委員会に相談、通報、報告できるのが特徴で、文章や画像などを送り、匿名のままやりとりができる。パソコンやタブレットなど無線LAN機能を搭載した端末での利用も可能で、緊急時はアプリに登録をされている24時間子供SOSダイヤルなどに直接電話をできる仕組みになっている。これと並行して、市はいじめの未然防止に向けた事業を全中学校で実施をし、相談などに関する選択肢の一つとしてこのアプリを紹介し、生徒に活用を促

しているというもので、きょうの新聞に載っていたものですから、ちょっとつけ加えさせていただきます。

こういったSNSを活用した相談体制についての御見解と児童・生徒へのSOSの出し方教育についての御見解を教育長にもお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問、自殺予防対策についてお答えをさせていただきます。

私には、通告書にございます(1)から(3)までの3つの質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1点目の町内の自殺の実態と分析についてお答えをさせていただきます。

自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールというものがございまして、その御嵩町版によりますと、御嵩町内の自殺者数は、平成24年から平成28年までの5年間で、男性で16名、女性10名、合計で26名となっております。

御嵩町で人数の多い自殺の背景を、性別、年齢区分、職業、それから同居人の有無の状況ごとに代表的な5つの区分に分けて、それに応じた自殺までの危機経路について御説明をいたします。

1つ目は、女性で20歳から39歳、無職、同居の方で、自殺者数は3人となっております。この区分の自殺の危機経路は、DV等で離婚し、生活苦となり、さらに子育ての悩みが加わり、鬱状態となり自殺に至るというものであります。2つ目は、男性で20歳から39歳、有職、同居の3人となっております。この区分では、職場での人間関係やブラック企業といった仕事の悩みにパワハラと過労が重なり、鬱状態になり自殺に至るというものでございます。3つ目は、女性で60歳以上、無職、同居の方、3人でございます。この区分では、身体疾患などの病気を苦にして鬱状態となり、自殺に至るというものでございます。4つ目は、男性で60歳以上、無職、独居の2人でございます。この区分では、退職などによる失業に死別や離別といった条件が加わり、鬱状態となり、さらに将来の生活への悲観から自殺に至るというものでございます。5つ目は、男性の20歳から39歳、無職、同居の2人でございます。この区分の30代、その他無職の方は、引きこもりに家族間の不和が加わり、孤立化し自殺に至る場合。それから20代の学生は、就職に失敗して将来を悲観し、鬱状態となり自殺に至るといった傾向があるようでございます。

これらのことから、御嵩町では20歳から39歳といった若い世代の方と、それから60歳以

上の高齢世代の方に自殺者が多いという特徴があるということでございます。

2点目の本年度策定の自殺対策計画にどのように取り組んでいるか。また、国の大綱や県の計画との連動性や施策の連携についてお答えをいたします。

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条におきまして、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとしてされており、この自殺対策計画が、自殺総合対策のPDCAを回す推進力となるため、次の4つを満たす必要があります。1つ目が、地域の自殺実態に即した計画であること。2つ目が、地域を巻き込んだ総合的な計画であること。3つ目が、検証可能な計画であること。4つ目が、関連施策と連動させた計画であることでございます。1つ目と2つ目の要件を満たした計画を策定するために、国では都道府県ごとに地域自殺対策推進センターの設置を推進して、都道府県は自殺対策が地域社会づくりであり、保健・医療・福祉・教育・労働と他分野にわたることから、首長みずからがリーダーシップをとり、トップダウンにより全庁的に取り組むようトップセミナーを開催するなどして市町村を支援しております。3つ目と4つ目の要件を満たすために、行政トップがかかわる形で庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整える必要があります。

また、パブリックコメントを実施するなど広く住民の参画を得て、地域住民の理解を醸成し、地域における類似のネットワークを代替するなどして、自殺対策の地域ネットワークを設立する必要があります。

県は現在、第3期自殺総合対策の行動計画を策定しており、その概要がまだ公表されていない状況ではございますが、当町におきましても、健康増進法及び食育基本法、並びに自殺対策基本法第13条の規定に基づきまして、健康づくり及び疾病の予防の推進と食育に関する施策、自殺対策を推進するために、平成31年度から平成36年度までの6年間について計画を策定しているところでございますので、国の自殺総合対策大綱、それから県の第3期自殺総合対策の行動計画と連動した計画を策定していきたいというふうに考えております。

また、先ほど説明いたしました御嵩町の自殺者の特徴から、子供、若者への対策、それから無職・失業者への対策、生活困窮者への対策、勤労者・経営者への対策、高齢者への対策を重点的に行うことが必要であると考えことから、これらの対策に必要な施策を盛り込んだ計画として、国・県と協力しながら施策を実施していきたいというふうに考えております。

3点目の県の地域自殺対策推進センターとの連携、活用についてお答えをいたします。

地域自殺対策推進センターは、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等、関係機関と連携を図りながら、市町村などに対し適切な助言や情報提供、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等においても地域の状況に応じた自殺対策が総合的か

つ効果的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的に設置されているものでございます。県では、地域自殺対策推進センターを設置し、センターを中心として地域の保健所とも連携して市町村へ支援を行っていただいております。

今までの実績としましては、昨年10月20日に行われました可茂保健所主催による自殺対策計画策定のための連絡会議の中で、情報提供ということで地域自殺対策推進センターの職員から直接研修を受けておりますし、自殺対策計画策定に関する各種の情報提供を可茂保健所を通じていただいております。今月下旬にも自殺対策計画策定に関する会議が行われる予定でございます。

次に、地域自殺対策推進センターの活用ですが、地域自殺対策推進センター運営事業実施要項によりますと、その事業内容として、情報の収集と自殺対策計画支援、管内の連絡調整、市町村及び民間団体への支援、それから人材育成等となっております。今後、必要に応じて可能な支援をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、大沢議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、自殺防止対策についてと題され、4番目のほうの職員の長時間労働解消に向けた取り組みと職場でのメンタルヘルス対策についての御質問でございます。

初めに、少子・高齢化社会を迎え、企業やサービス業などへのニーズが多種多様化し、これに応える対応に直接当たる従業員が精神を病み、衝動的に自殺に追い込まれるケースなどが社会問題となっていることは承知しており、行政の分野でも他人事ではなく、あってはならないこととして、特に管理職職員が職員の健康や精神面の状況に配慮しつつ、声かけなどに努めているところであります。労働基準法では、1日の勤務時間を8時間、1週間では40時間と労働時間を定められており、これ以外の勤務は月45時間、年360時間を原則としているところであります。御嵩町では時間外勤務をする場合、事前に課長、室長などへ業務内容を記し、決裁を得ることに合わせ、1カ月の時間外命令が40時間までは課長等の決裁、40時間を超える場合は副町長決裁としております。当然、業務の必要性を確認し、住民サービス上必要不可欠と判断したもののみとしています。時間外手当においても、原資は税金である以上、時間外勤務にあっては厳格な決済と成果が求められるものであります。職員の健康管理への配慮も含めて慎重に対応している状況にあります。

また、メンタルヘルス対策としては、管理職職員への研修受講のほか、職員へは年1度の定

期健康診断にあわせ、職員メンタル診断を実施しており、必ず専門家の指導を受けるよう促しております。

私からの御答弁は以上となります。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

大沢議員の御質問の2点についてお答えいたします。

時系列の関係で、初めに、児童・生徒へのSOSの出し方教育についてお答えいたします。

まず、平成28年4月、自殺対策基本法改正を踏まえて平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱に基づく御嵩町での現在の取り組みを8点お話しいたします。

1. 小学校では、福祉体験等を通して命の大切さを実感できる教育を。そして中学校では、助産師の講話や妊婦体験、乳幼児との触れ合い体験、産道体験などの命の授業を実施しています。また、道徳では、生命尊重と思いやり・親切を最重点項目としております。

2. 18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、そして休業明けの時期にかけて、小・中学校における早期発見、見守り等の取り組みを推進しています。

3. メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法有害情報対策を推進しています。

4. 地域子ども教室やボランティア参加等、公民館活動を充実し、さまざまな世代が交流する地域の居場所づくりを推進しています。

5. 御嵩町子どもの笑顔づくり条例に基づき、いじめは決して許されないことであり、どの子にもどの学校でも起こり得るものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること。また、その際、いじめの問題を隠さず、学校教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくようにしております。

6. 子供がいつでも不安や悩みを打ち明けられるように、24時間の全国統一ダイヤル、24時間子供SOSダイヤルや御嵩町教育センター電話相談等の周知を図っています。

7. 地域の人権擁護委員が、手紙のやりとりを通じて子供の悩みに寄り添う、子どもの人権SOSミニレターなど子供の人権を守る取り組みを実施しています。

8. 保健室や教育相談室をより開かれた場所として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置など、学校における相談体制を充実させるようにしております。

SOSの出し方に関する教育は、大綱にあるとおり、命や暮らしの危機に直面したとき、誰

にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育です。そのために、さらに次の7点について取り組んでいくよう指導をしていきます。

1. 平成 26 年 7 月、文部科学省発行の学校における自殺予防教育導入の手引、子供に伝えたい自殺予防は、これまでも各領域の特性に応じて実施されてきました。今後は、少なくとも年 1 回は確実に実施するよう積極的に活用するよう指導していきます。

2. 自殺予防教育の実施体制は、子供の身近な存在である担任が主体となりますけれども、養護教諭、スクールカウンセラー等がチームティーチングでチームに入り、相談相手として直接つながることも大切にしていきます。

3. 学校と地域の協力・連携関係を構築するために、御嵩町の保健師、社会福祉士、民生委員等を活用し、子供に対してみずからが相談相手になり得ることを直接伝えていただいたり、保護者も含めた世帯の支援につなげたりしていただくよう働きかけていきます。

4. 子供からの悩みや相談の SOS を広く受けとめることができるよう、24 時間子供 SOS ダイヤルや御嵩町教育センター電話相談等、相談窓口のさらなる周知を徹底していきたいと思っています。

5. 子供の発達段階に応じた内容となるよう手引を参照するとともに、健康問題について解説した啓発教材を必要に応じて活用するなど、教材や授業方法を工夫していきます。

6. 子供の自殺を予防するためには、心の危機に陥った友人へのかかわり方を学ぶことも重要です。SOS の出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受けとめ、考えや行動を理解しようとする SOS の受けとめ方についても働きかけていきます。

7. 平成 29 年度第 2 回岐阜県いじめ実態調査によると、御嵩町の小・中学校でいじめられた子供の相談相手の上位は、担任や他の先生が 55 件、保護者や家族が 28 件、友人が 12 件でした。これからもわかるように、子供だけでなく、先生や大人同士でもみんなが SOS を広く受けとめるよう働きかけていきたいと思っています。

次に、2 つ目の SNS を活用した相談体制についてお答えいたします。

厚生労働省は、自殺対策強化月間の平成 30 年 3 月いっぱい、SNS による相談窓口を設置しました。若者のケアサポートを行っている 13 の民間団体が厚生労働省の助成を受け、公式アカウントを公表し、1 カ月限定で SNS 相談を実施いたしました。結果は、1 万件を超える相談があり、一定のニーズがあることが示されました。

平成 30 年度の上半期には、SNS 相談を行う団体として現在、厚生労働省は 6 団体を公表しております。文部科学省は、平成 29 年度補正予算を活用し、平成 30 年度以降、地方公共団体 25 カ所を対象として、SNS 等を活用した相談体制に必要な予算を計上。平成 30 年度 2 月、SNS 等を活用した相談体制の構築事業実施要項を定めました。これにより、平成 30 年度以

降、複数の地方公共団体や学校で実施し、その結果を検証し、相談技法の改善を図るとともに、広域的な相談体制構築の可能性を含め、全国展開について検討をしていく予定でございます。

また、文部科学省は平成 30 年 3 月、SNS 等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方を報告し、相談体制のあり方や緊急時の具体的な対応、相談システム、民間団体等との連携協力等を関係諸機関に周知しているところであります。

昨年度、長野県、熊本県、大分県、柏市、大津市を初め、幾つかの地方公共団体が独自の取り組みを実施しております。文部科学省は、その実績や改善点を把握し、積極的に各地方公共団体にフィードバックしていくとっております。

長野県による試行結果によれば、SNS 等を活用した相談は、気軽に相談できる窓口として潜在化していた子供の相談したい気持ちを掘り起こす効果があり、電話相談と比較して大幅な相談件数の増加につながった。一方で、全ての相談を待たせずに対応するためには、大量のマnpowerが必要となることが明らかとなりました。そのため、勇気を持って相談に踏み切ってくれた子供の声に応えつつ、予算や人材確保の観点から持続可能な相談体制、相談の受け付け方法等について今後検討していく必要があるとのことでした。

御嵩町といたしましては、厚生労働省が発表している SNS 相談を行う団体を周知するとともに、先行実施している地方公共団体や学校での結果を検証し、また牛久の事例も参考にし、御嵩町としての導入の可能性を検討していきたいと考えております。

以上で、SOS の出し方教育と SNS を活用した相談体制についての答弁を終わります。

これからも誰も自殺に追い込まれることのない、笑顔いっぱいの御嵩町を目指して取り組んでまいります。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

お三方とも詳細な御答弁ありがとうございます。

1 点、民生部長のほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、今回、自殺対策計画というのは、健康増進計画と食育計画と合同的な計画ということで、今年度中に作成をするということでもありますけれども、この策定委員さんはどのような方がメンバーで、策定委員会というのは何回ほど開かれるのかということをお伺いしたいと思います。当然、多岐にわたる幾つかの担当部局の方が連携してされると思いますけれども、やはり縦の連携、横の連携というのが一番大事になってきますので、その辺ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

さきの質問にお答えいたします。

自殺対策のほかにも、議員おっしゃられたように健康増進計画、それから食育推進計画とあわせて自殺対策計画の策定委員ということで行わせていただいております。委員の方は、可児医師会代表の方、それから可児歯科医師会の代表の方、それから小・中学校の御嵩町の会長さん、それから食生活改善協議会の会長さん、それから保健推進員の代表の方、それから農家生活改善グループの会長さん、それから相談員ということでのぞみの丘ホスピタルの方、それから御嵩町の職員、教育参事、それから農林課長、保険長寿課長、こういった方々がメンバーとなっております。

会議につきましては、年間3回ほどを予定しておるところでございます。

先日というか、昨年2月から3月にかけてアンケート調査も実施させていただいて、それがまとまりつつありますので、またそれを踏まえて今度の計画の策定につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

しっかり横の連携もとりながら、いい形で計画を策定していただきたいと思ひますし、それをまた実行に移していただきたいと思ひます。

先ほどお三方の御答弁の中で、特になかったんですけども、ゲートキーパーという言葉をお存じだと思ひます。これは命の門番と言われているもので、ゲートキーパーは自殺をとめる、その体制をするためにゲートキーパー講習というのがよく開かれているんですけども、先ほど全町挙げて自殺対策には取り組んでいかななくてはいけないというお話もございました。学校の先生方、また職員の皆様、また町民全体に対しましてのゲートキーパー養成講座というのを開催していただきたいということを申し添えまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

以上で通告のありました町政一般に対する質問は全て終了しました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日の午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時55分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 岡 本 隆 子

